

一般財団法人みらい創造財団朝日のあたる家

維持会員規則

第1条 (目的)

この規程は、一般財団法人みらい創造財団朝日のあたる家（以下「当法人」という。）定款に基づき維持会員に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 (定義)

維持会員は、当法人の目的及び定款第4条に掲げる当法人の事業に賛同し、所定の会費を納入した者とする。

第3条 (入会)

維持会員となろうとする者は、別途定める書面をもって当法人に申込み、理事会の承認を得なければならない。

第4条 (会費の負担)

維持会員は、毎年、第4条の種別に応じ、第5条に定める維持会費を1口以上納めるものとする。

第5条 (種別)

維持会員は、以下の通りの種別とする。

- (1) 法人会員 法人及び団体である者
- (2) 個人会員 個人である者

第6条 (維持会費)

維持会員は、以下に定める会費を毎年1口以上、更新月の末日までに納めなければならない。なお、更新月は維持会員の加入月の1ヶ月前とする。

- (1) 法人会員 1口 100,000円
- (2) 個人会員 1口 10,000円

2 既納の会費については、理由の如何を問わず返還しない。

## 第7条 (退会)

維持会員が退会する場合は、書面をもって当法人に申し出ることによって、いつでも退会することができる。

2 本規則第6条に規定する会費納入期限までに会費の納付がない場合には退会とみなす。

3 当法人の目的に反する重大な事由が生じたときは、理事会の決議により、当該維持会員を退会させることができる。

## 第7条 (改廃)

この規定の改廃は理事会の決議による。

付則 この規則は令和6年2月22日から施行する。

(令和6年2月22日理事会決議)

# 維持会員申込書

令和 年 月 日

一般財団法人みらい創造財団朝日のあたる家

代表理事 新田 國夫 殿

住 所

氏 名

わたくしは、下記の通り、維持会員に申込みいたします。

## 記

### 1 維持会員の種別

(1) 法人会員 1口 年10万円 \_\_\_\_\_口

(2) 個人会員 1口 年1万円 \_\_\_\_\_口

### 2 上記の利用目的

(1) \_\_\_\_\_事業に使用されたい。

(2) 貴法人の公益目的事業全般に使用されたい。

(3) 法人の管理運営のために使用されたい。

(4) 特に使用目的については特定しない。

### 3 その他

---